

# Press Release

平成 27 年 7 月 31 日  
日本公認会計士協会

## 「平成 28 年度税制改正意見・要望書」の公表について

日本公認会計士協会は、平成 27 年 7 月 21 日に開催されました常務理事会の承認を受けて「平成 28 年度税制改正意見・要望書」（以下「税制改正要望書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。

本税制改正要望書は、79 項目について要望しており、そのうち、①「I F R S の普及等に  
伴い損金経理要件の見直しを弾力的に検討すること。」、②「消費税の引上げに際しては、低  
所得者対策を行うこと。また、将来的な税率の引上げ幅については、我が国の社会保障制度  
の設計の方向性を十分に検討した上で決定すること。」、③「賞与引当金及び退職給付引当金  
の損金算入を税務上も認めること。」、④「受取配当金を全額益金不算入とすること。」⑤「外  
国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）について、適用除外基準に関する法令上の  
規定を明確にするとともに、関係通達を整備すること。」、⑥「取引相場のない株式等の評価  
（純資産価額方式）における負債性引当金の計上を認めること。」、⑦「非上場株式等の相続  
税・贈与税の納税猶予及び免除制度における経営（贈与）承継期間中の継続要件である常時使  
用する従業員の 8 割の雇用維持要件につき、その要件を緩和されたい。」の 7 項目について、  
重要要望事項として掲げております。

なお、最重要要望事項として掲げている①「I F R S の普及等に伴い損金経理要件の見直  
しを弾力的に検討すること。」については、以下のとおり要望しております。

### 【重要要望事項 1】（法人税関係）

「I F R S の普及等に伴い損金経理要件の見直しを弾力的に検討すること。」

日本政府は、現政権が推し進める「三本の矢」の成長戦略の具体的な中身である『「日本再  
興戦略」改訂 2014』を平成 26 年 6 月に公表した。その中には、「I F R S の任意適用企業の  
拡大促進」が盛り込まれており、我が国の企業における I F R S の導入が重要な政府施策と  
なっている。

一方で、我が国の会計実務慣行と I F R S の乖離が生じているものがある。その中に、税法基準を我が国の会計実務慣行として尊重しているものがあることから、我が国の会計実務慣行と I F R S に基づいた会計処理の乖離が生じている。

例えば、固定資産や繰延資産の償却費計算については税法基準が尊重されており、監査上も企業の状況に照らし、耐用年数等が不合理でない限り、これを認めている（減価償却に関する当面の監査上の取扱い／日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 81 号）。したがって、現状、一般的に法人税法上の償却費計算と会計上のそれが乖離することは比較的少ない。

しかしながら、国内上場企業において I F R S（国際財務報告基準）の任意適用が進む中、かかる基準による償却費計算は、法人税法上のそれと大きく異なる局面が多々あるため、会計と税務の乖離が進む可能性がある。また、税務上早期償却を容認することにより企業活動を活性化させようという動きがあり、この点からも税務と会計で償却計算が異なってくる可能性がある。

一方で、法人税法第 2 条第 25 号では、損金経理を「法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。」と定義している。法人税法上、税務と会計が一致していることを前提に損金経理が要求される事項に関して、確定した決算において計上した金額については、これを申告調整により所得金額を減少させることは許されない。すなわち、売上げや仕入れのような客観的な事実に基づいた対外的取引については、確定した決算において計上された金額にかかわらず、その事実に基づいて所得金額の計算が行われるが、減価償却資産や繰延資産の償却費の計算、資産の評価損の計上等のような内部取引（当該企業の見積計算により計上されるもの）及び法人税法上選択可能な例外的費用又は損失の認識基準の採用等については、法人の意思を最終的に確認する手段として損金経理要件を課し、確定決算上選択された計上額が課税所得の計算において確定金額となる。このように、損金経理要件は確定決算主義の厳密な具現形態と捉えることもできるが、法人に対しては逆基準性の問題や税務メリットの放棄といった問題を引き起こす。つまり、減価償却費を例にとれば、法人が会計上採用する耐用年数（独自の見積り年数）が法人税法上の耐用年数よりも長い場合には、会計上の減価償却費は法人税法上の償却限度額より少額であるため、税務メリットを享受することができない（税務メリットの放棄）。逆に、税務メリットを享受するならば独自の見積り耐用年数を放棄しなければならなくなる（逆基準性の問題）。

したがって、今後は上場企業に適用される会計基準や法制度をめぐる論議を注視した上で、税務と会計が結果として異なることもあり得ることを前提に、例えば、別表上申告調整したのもも会社の確定した意思表示として広く認めるなど、損金経理要件の見直しを弾力的に検討されたい。

以 上